

清代における福建省の貨幣使用実態

——土地売券類を中心として——

李 紅 梅

はじめに——清代貨幣制度の先行研究と課題

貨幣制度・信用制度は経済発展の最も重要な一環として、他の経済部門に強い影響を与えるものであり、その方面の研究が従来注目されてきている。その研究において、民間の契約文書は統治者側による官撰史書の欠陥を補うものであり、第1次史料として高く評価されている。したがって、貨幣流通の実態を見るために土地売券を利用することは、極めて有用ではないかと思われる。

中国における貨幣史研究は貨幣の鑄造・発行にかかわる史実や貨幣制度およびそれらの歴史的変遷を中心にこれまで議論されてきた。銀両・銅銭を中心にした清代貨幣制度に関してはこれまでいくつかの論争があった。千家駒・郭彦崗は明嘉靖8年(1529年)から1933年までの時期が銀両制度時期で、廢兩改元の1933年から法幣改革の1935年までの時期が銀元時期であると指摘した¹⁾。楊端六はヨーロッパの平行本位貨幣制度に比べると、銀両の法令的な標準がなく、制銭の自由鑄造ができなかったという理由で、不完全的な銀銭平行本位制だと主張した²⁾。銀銭平行本位制を認める学説として、彭信威は「清代に白銀の地位がもっと重要になった。」³⁾とし、葉世昌⁴⁾も「大口には銀を用い、小口に

※本稿で引用した中国参考文献は筆者が訳したものである。

1) 千家駒・郭彦崗『中国貨幣史綱要』上海人民出版社、1985年。

2) 楊端六『清代貨幣金融史稿』三聯書店、1959年。

3) 彭信威『中国貨幣史』上海人民出版社、1954年、753頁。

4) 葉世昌『中国金融通史(第一卷)』中国金融出版社、2002年、497頁。

は銭を用いた。銀が財政貨幣として使用された」と指摘している。清代が銭経済であったか銀経済であったかという議論は中国ではなされていないと言える。近年、王業鍵は貨幣・信用制度についての研究を進め、銅銭が補助的な貨幣ではなく、完全な（full-bodied）貨幣であったと論じ、銀と銅銭の流通範囲を具体的に分析した。即ち、「銀と銅銭が独立に流通したのではなく、独立性を持ちながら、共同の流通範囲があった。その共同の流通範囲にも限度があり、白銀がどんなに拡大しても銅銭に取って代わることはできない。また、銀銅複本位制は銀と銅銭という二つの金属部門から銀兩・銅銭・私札という三つの部門に変わった」と主張した⁵⁾。したがって、中国貨幣史の研究は貨幣の流通実態や銅銭の役割を重視するようになってきたと思われる。

ところでこれまでの貨幣史研究では、土地売券中に貨幣の使用状況や種類が詳しく記載されているにもかかわらず、それらを利用し、分析した研究は僅かしかなかった。傅衣凌⁶⁾は1963年に発表した『明清時期福建土地売買中の「銀主」』という論文で、土地売券の中の売主が「銀主」と称されていることを初めて指摘した。ついで、1981年楊国楨⁷⁾は福建北部の土地売券を分析し、「銀主」について、商品経済の発展と白銀の拡大使用という一つの社会現象であるとして議論した。張小林⁸⁾も銀主・銭主の呼び方を社会の一つの階層として理解し、貨幣をたくさん握る人は土地・家屋敷が買えると強調した。最近の注目すべき例として、万明⁹⁾は土地売券を利用して、貨幣史の視点から本格的な研究を試み、明代徽州土地売券427件の分析を行ないながら、明代白銀貨幣化の過程を検討した。その結論は官撰史書に依拠した伝統的な研究と逆行し、その過程が民間社会の内部自発的な変革の現象であって、国家法令で実施された

5) 王業鍵「中国近代貨幣與銀行的演進」『清代經濟史論文集』稲郷出版社、2002年、166 - 8頁。

6) 傅衣凌『明清社会經濟史論文集』人民出版社、1982年；『傅衣凌治史五十年文論』厦門大学出版社、(1989年版)、241-51頁。

7) 楊国楨「試論清代閩北民間的土地売買」『中国史研究』1981年第1期、29 - 59頁。

8) 張小林『清代北京城区房契研究』中国社会科学出版社、2000年、219 - 220頁。

9) 万明「明代白銀貨幣化的初步考察」『中国經濟史研究』2003年第2期。

結果ではなかったと主張した。このように、土地契約文書を利用した貨幣史の研究は若干の例外を除くと、あまり進んでいないように思われる。

その一方、日本の貨幣史は中国よりも貨幣の機能や本質にかかわる流通実態の研究が進められ、「貨幣の経済史」¹⁰⁾という広義の意味から議論し始めている。日本の中国貨幣史研究者たちは明清時代に中国が銭経済から銀経済へと移行する時期であったと多く理解している。しかし、以下に挙げられているものは260年間の清代における銭経済の発展にも注目したものである。まず、足立啓二¹¹⁾は「清朝は空前の銭経済発展の時代でもあった。清代乾隆期が、銭行使の急速な拡大の時期であった」と注目し、「国家的支払性を第一義とする巨大な内部貨幣としての銭はこの時期、第一義的には市場を表現する貨幣として、転成をとげた」と強調した。次に、黒田明伸¹²⁾は清朝が銀銭二貨制で、農作物の買い付けに使用される現地通貨（銅）と地域間の決済手段として用いられる価値保蔵機能を持つ通貨（銀）との二重構造を原点として論述した。また、17世紀から18世紀にかけて小額通貨不足とその大量供給が世界共時現象であると指摘し、「乾隆通宝」の铸造に注目した。さらに、岸本美緒¹³⁾は不動産売買の視点から貨幣使用の動向を考察し、清代中期に銀使用から銅銭使用への転換があったという見方について地域別に詳しく説明した。全体として観察されるのは18世紀半ばまで、どの地域でも、少なくとも契約を見る限り比較的単純な銀両表示が優勢であったものが、18世紀の半ばを転機として、地域ごとに様々な様相をみせるようになったことである。また、福建省の様相については、楊国楨¹⁴⁾が自ら整理した南部の龍溪・海澄と北部の建寧・南平の史

10) 岩橋勝「小額貨幣と経済発展——問題提起」『社会経済史学』57巻-2（第59回大会特集号1991年）。

11) 足立啓二「明清時代における銭経済の発展」中国史研究会編『中国専制国家と社会統合』文理閣、1990年、404-6頁。

12) 黒田明伸『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会、1994年。

13) 岸本美緒「清代の「七折銭」慣行について」および補論『清代中国の物価と経済変動』研文出版、1997年、353-63頁。

14) 楊国楨主編「閩南契約文書綜録」『中国社会経済史研究』1990年増刊（捌龍溪・海澄）：「試論清代閩北民間的土地売買」『中国史研究』1981年第1期、29-59頁。

料を利用し、作成したグラフから見ると19世紀半ばを中心として、銅銭の使用も若干見られる。楊国楨が、福建北部の諸県の一千年余の契約文書から作成した統計でも、銀の使用は19世紀半ばに減少し、銅銭の使用が多くなるが、19世紀末には銀使用が再び増加することがわかる。

足立啓二は、明代から清代までそれぞれ銀両・銅銭使用の違いという角度から貨幣流通の状況について官撰史料を利用して実証し、清代が銭経済発展の時代と論述したが、民間の契約文書は利用してはいない。黒田明伸は、穀物備蓄の史実に依拠して、銀銭二重構造の結論を導出したが、まだ土地売券を通しての分析はしてはいない。岸本美緒は唯一、不動産売買契約文書を材料として、貨幣の使用動向や銀両・銅銭の慣行現象を分析したが、後述のような新史料がその後利用可能になったことから、若干の修正が必要となっている。

以上の研究成果を踏まえながら、本稿の課題は福建省を中心とした土地売券から、一つの地域としての貨幣の使用実態を明らかにすることである。銀銭平行本位制と言われている清代の貨幣制度において、小口取引や庶民による小額貨幣としてしか使われなかったと理解されてきた銅銭は民間の土地売券からみると、清代の中後期まで銀両と対等に用いられていたことを推定し、また、銅銭の地位や行使範囲が民間市場でどのように変化したかということ进行分析しながら、銅銭経済の発展も進んでいたことを解明したい。つまり、小額取引のレベルを超えるような高額取引でも銭貨が価値尺度として用いられたことを結論づけるつもりである。

第1節 福建省についての概観

1. 地理的特徴と農村経済の発展

福建省（清代には福建省は台湾をも含む）は台湾に向かい合って、東南沿海に位置する。三面が山に囲まれ、「東南山国」と言われ、平野が僅かに1割程度に過ぎない。東西およそ540キロ、南北約550キロ、面積約12万平方キロメートルであった。北東から西南にかけ、武夷山脈が走り、この山脈を貫くよ

うに閩江・九龍江がそれぞれ福州・アモイにおいて海に注ぎ込んでいる。山脈によって分断され、複数の独立した水系によって、図1のように、北部・東部・中部・西部・南部に分かれている。閩北は閩江流域の上流に位置し、昭武府・延平府・建寧府を含み、福寧府・福州府を含んだ閩東は閩江下流に位置し、閩南は九龍江流域に属し、漳州府・泉州府・龍岩州・永春州を含んでいた。他に汀州府は閩西に属し、中部は莆田と仙遊を管轄した興化府であった。福建の地理については『五雜俎』巻四・地部二によれば、(閩中自高山至平地，截截為田，遠望如梯。真昔人所云水無涓滴不為用，山到崔嵬尽力耕者，可謂無遺地矣。而人尚什五遊食於外。設使以三代井田之法處之，計口授田，人當什七無田也。)[山地の中腹まで段段畑のように田地をつくり，遠望すれば梯子のように見えた。誠に古人の言う「一滴の水をも無駄にせず，山の凹凸のけわしいところをも全て耕やす」ありさまで，耕やせるところは全て耕やし尽くすものであった。そして，人々の十人のうち五人は郷里を出て職をもとめねばならなかった。もし井田法を行なって計口授田したとしても，十人のうち七人は田を受けられない状態であった。]¹⁵⁾このように福建では農地の絶対数が不足していた。

明の中後期から清代にかけて，福建省の農村経済が速やかに発展し，市場発展の重要な標識であった墟市数は商業の発達を反映している。墟市に関する先行研究によると，明代の後期，例えば，順昌には4カ所から8カ所に増え，建寧県では1カ所から9カ所まで増えたように乾隆期において墟市数が全省としては700余カ所に増加する傾向があった¹⁶⁾。しかし，清代を通じて見ると，「沿海の県の墟市数と山間の県の墟市数を比較すると沿海の県がその数の上で極めて多く，しかも，増加の割合も高かった。それに比べて山間の県は墟市数も少なく，増加していた場合でも，その数は低かった。」¹⁷⁾ 山間部と沿海の経済発

15) 齊藤史範「明清時代福建の墟市について」『山根教授退休記念明代史論叢』下巻，汲古書院，1990年，828-9頁（筆者は著者の訳文を引用したが，「誠に…そして」の部分については筆者の論文を校正してくれた先生から訳したものである）。

16) 陳鏗「明清福建農村市場試探」『中国社会経済史研究』1986年4期。

17) 前掲，齊藤史範「明清時代福建の墟市について」828-9頁。

展は地理的位置と経済環境の違いによって、各地域の特徴が見られる。閩西は汀江流域を利用して他県との貿易通路として墟市数が多い所であった。閩中地域は莆田と仙遊2県があるが、明の後期から倭寇の影響で衰えてから、二度と立ち上がれなくなった。食糧・木材・茶葉・紙など商品を輸出した閩北は墟市数があまり増加せず、経済発展が緩慢であった。食糧不足区であった閩東と閩南では生活を維持し、家庭収入を補うために農業以外の商品作物栽培に従事しなければならなかった。それらの地域は商工業生産の収入が農村家庭収入の半分を占め、福建省全体で一番速やかに発展していた所だといわれている。

福建省は後漢末年より北方漢人が中原から移住してから、人口が増えてきた。中原から携えてきた生産のための各種の道具や技術と文化的知識により、福建の農業は飛躍的に発展した。宋元期の対外開放は福建の速やかな発展に重要な役割を果たした。明清期に入ると、福建省の商品経済の発展は全国でも突出したものとなった。アメリカ大陸原産作物であるトウモロコシ・ジャガイモ・サツマイモが18世紀の人口急増を支えたといわれている。福建省はトウモロコシが中国に導入された経路地の一つとして、また、サツマイモの栽培方法を普及させた地域として知られ、タバコの栽培も18世紀に福建の山間地域において広がった。各地域内に、例えば、南部沿海部の砂糖、漳州を含む西部の煙草、北部の茶葉・杉・松・竹など特産農産物を広範な全国的流通市場で販売していた。福建の商品は特に中国の市場の中心であった江南地方と結びつき提携し、このルートを通じて全国の市場に繋がっていた。代わりに、福建に流入した品目のうちで最大のものは米穀であった。もともと、食糧の自給自足ができなかった地域では、多くの利益をもたらす砂糖・煙草などの農産物の導入により、在来の稲作が駆逐された。それで、米穀生産の相対的な減少に伴い、自家用の飯米の確保の問題や小作料の問題が出て来たといわれる¹⁸⁾。

福建の商業流通ルートとしてはおおよそ三つの地域が形成された¹⁹⁾。即ち、

18) 三木聡『明清福建農村社会の研究』北海道大学図書刊行会、2002年、84-5頁。

19) 前掲書94頁。

I. 汀州府の一部と昭武府・延平府・建寧府を含めた地域は閩江を利用し、閩江下流の福州を中心にした閩東地域と繋がっているものである。II. 汀州府を結節点とする江西・広東の一部の地域である。III. 漳州府・泉州府・興化府は海上ルートで、省外と海外諸地域とをつなぐものである。特にIIIは月港・廈門港・福州港の優勢を十分に発揮して、福建は世界との貿易が盛んになった。清の康熙23年(1684)の解禁後、特に乾隆中期、福建省だけの海外に出航した貿易船舶が年平均60 - 70隻であり²⁰⁾、また、明後期から大量の白銀が中継点として福建省を通じて国内に流入した。

2. 清代の財政・貨幣政策から見た福建の貨幣略史

清代の財政体制は皇帝が自ら政治方針を決裁して、財政の最高機関であった戸部を通じて、地方各級の行政機関がそれを貫徹するという高度な中央集権制であった。各省は中央政令に従って、各項にわたる賦税を徴収し、戸部の統一的な計画と監督の下で、国家の各経費を支出した。財政収支の大部分が中央に支配され、地方の支配力は弱かった。雍正政権は「地丁銀制度」等を実施した財政改革により、財政秩序を整理して、乾隆期の隆盛の基礎を打ちたてた。銀銭併用と言われた貨幣制度は国家の財政収入や、官吏と軍兵の給与や商人の大口取引などの場合には銀が用いられ、民間の零細取引や庶民生活の場合には銅銭が用いられた。商人は財政貨幣であった銀両を自由に鑄造し、政府は統一的な管理を行なわなかった。

その代わりに、政府の貨幣政策として、民間市場に流通している制銭を重視した。その理由として、先行研究をまとめると、第一、素材とする銀鉱が少なく、統一的な銀幣を鑄造できる可能性が低かった。つまり、主に国内と国際市場の影響を受けたため、銀の数量の変化や流入流出の変化をコントロールすることができなかった。第二、中国の歴史を長期的に見れば、銅銭は唯一の貨

20) 福建省銭幣学会編著『福建貨幣史略』北京中華書局、2001年、160頁。

幣として認められ、各朝代の年号を印刻した銅銭が流通市場に合法的・政治権力的な象徴を持つと見られた。第三、銅銭鑄造による出目益獲得である。代表的な北京鑄銭局を見ると、1695年（康熙33年）まで利益を一貫して出しており、利潤が鑄造コストの4 - 42%を占めた。ところが、1700年以後は欠損が鑄造コストの16 - 63%になった。雲南銅鋌を使用するようになってから北京鑄銭局は多少改善されたが、その利潤は鑄銭局コストの5%に達していなかった²¹⁾。雲南は国から銅鋌の手当てを増やしてもらっていたにも拘らず、結局は鑄造経費が鑄造利益より高いという場合もあった。その一方、雲南の鑄造局は京師と他省に代わって市場の需要のために鑄造したこと以外に、出目益獲得のために鑄造したことが多かったと嚴中平は指摘した²²⁾。雲南以外の鑄造局は出目益が少なかったにもかかわらず鑄造し続けた理由の第四は、庶民の生活や小口取引や納税の場合に銅銭の使用が多くなり、政府として、安定的な銀銭比価を維持する必要があった。法定比価と市場比価が乖離しすぎると、民間に社会トラブル・暴動が発生しやすくなる。したがって、銅銭の重視が政治権力および社会の安定を維持する一つの手段であったと言える。

ここで、清代の財政制度と貨幣政策を基に、福建の貨幣変遷を見てみよう。順治4年（1647）、福建は清朝に帰属し、南明政権の銭幣を廃止した。地方の鑄造機関を設置し、福建の地方局とした宝福局・宝漳局・宝台局を設立した。政府は銀1両＝銅銭1000文という法定比価を維持するために、各地方鑄造局では銅銭の鑄造量および鑄造炉の数量を増減したり停鑄したりという方法で、市場に流通した銅銭総量をコントロールした。また、1文銅銭の重量を増減し、銅の純分量と他の金属の比率を調整した。このように、宝福局は順治6年「順治通宝」福字銭を鑄造し始め、順治13年（1656）に停鑄し、順治17年（1660）満漢文銭を鑄造した。康熙・雍正正年に宝福局・宝漳局・宝台局が鑄造した

21) (スイス) 傅漢思 (中国語で訳した名前) 「清代前期の貨幣政策と物価変動」『中国銭幣』1995年第3期。

22) 嚴中平編著『清代雲南銅政考』中華書局出版、1957年、17頁。

「康熙通宝」・「雍正通宝」の1文の重量は1銭4分から1銭2分に繰り返し調整され、停鑄されたこともよくあった。雲南銅鋌の隆盛に伴い、乾隆期に60年近く鑄造し続けられ、大量に鑄造された制銭は市場流通の需要を満たした。市場に流通した貨幣秩序を維持するために、私鑄・買いだめ・銅銭販売・海外流出などの禁止という強硬措置も実施された。

行政手段を利用して、財政面の賦税や支出に際して完全に銀を使用した段階的状况から、一定数量の銅銭を徴収・配給するように変化した。政府は賦税に「銀と銭で併用し、基準としては銀が七割で、銭が三割」と規定したが、実際は納税に際しては、大体「平民の便利に従った」²³⁾。軍兵と官員の給与にも一定比例の制銭が配給された。宝福局の鑄造した制銭が福建兵餉として指定されたことがあるが、数量的に満足のものではなかったようである。嘉慶・道光期に福建兵餉用として「嘉慶通宝」・「道光通宝」が鑄造されたが、「銀貴銭賤」に変わったことに伴い、銅のコストが高くなった。同時に、軍兵は、銅銭から銀に両替する時に銀1両当り200文余の損失があったことが原因して、停鑄が続けられた。その一方、計数上便利な外国銀貨の流通が広まっていた。高質の銀両を海外に流出させないため、外国銀貨に対する抑制策を制定し、林則徐の洋銀1圓＝紋銀7銭3文という比価の提案を採用した。咸豊朝の太平天国戦争期に銅銭不足に陥り、高額面の「咸豊大銭」が鑄造され、財政の補填策として貨幣流通市場の安定に一時的に役立ったが、実際は民間市場における銅銭の不足という社会問題を解決することはできなかったのである。同治期までに、福建の制銭不足が深刻になったので、銀元の使用と鑄造について清政府はあらためて検討を加えはじめた。光緒・宣統年間、福建は貨幣使用の混乱を克服し、出目益を獲得するという目的で機械製の銅元・銀元に積極的に参与した。

23) 『清朝文献通考』卷十三、錢幣一、4968。

第2節 土地売券類から見た貨幣の使用実態

1. 史料についての概述

近年、有用な史料集が出版されつつあることによって、ますます研究が進展してきている。傅衣凌・楊国楨を初め、1950年代から福建省内の土地売買契約文書が重視され、収集及び整理の面での労作が発表されてきた。1990年に楊国楨は「閩南契約文書綜録」²⁴⁾（以下「綜録」と简称）を編集し、公開した。次いで、1997年に福建師範大学歴史系は所蔵する契約文書を修復して、『明清福建経済契約文書選輯』²⁵⁾（以下「選輯」と简称）を出版した。2000年に張小林²⁶⁾著『清代北京城区房契研究』（以下「北京房契」と简称）も出版された。筆者は以上の豊富な史料集からデータを抽出し、整理してみた。「綜録」から230件余と「選輯」から1380件余を含め、合計約1600に及ぶ分析対象から福建省の貨幣使用実態を窺うことができる。地域として福州・南平・寧徳・泉州・漳州・莆田などにわたっているが、閩西地区だけが欠けている。また、「北京房契」を利用した理由として、北京は市場発展の先進地域とは言えないが、皇帝が居住した首都であり、都市部の典型として民間契約売買文書の中に貨幣使用実態の一つの側面が垣間見ることができると思うからである。

土地売券の例：

福建

乾隆八年閩清県青修等典田売

立典契侄青修同弟云修，承父分有民田壹号，坐産上溪地方土名后万碓尾碓仔等処，共受种貳斗伍升年載田租谷叁百柒拾伍觔整，合受民苗壹斗八升柒合伍杓，

24) 楊国楨主編「閩南契約文書綜録」『中国社会經濟史研究』1990年増刊。

25) 福建師範大学歴史系編『明清福建経済契約文書選輯』人民出版社，1997年。

26) 張小林『清代北京城区房契研究』中国社会科学出版社，2000年。

立在张青云户下。今因乏用，托中典与叔张盛处為業。三面言議，即日得訖田佃銀壹拾肆兩貳錢紋白，頂玖伍平，每兩折錢捌百文算。又制錢叁千文整。其銀錢即日收訖，其田付叔会佃收租管業，立納粮差。自典之后，并未重張典当等情。亦自己業，与亲房兄弟叔侄無感。倘有来歴不明，系侄出頭抵擋，不涉叔之事。面約不拘遠近，听侄照契面銀錢取贖，叔不得執留。如不取贖，照旧管業。两家允愿，各無反悔。今欲有凭，立典契一紙為照。

| | | |
|-----------|--------|----|
| 乾隆八年五月 | 立典契侄青修 | 花押 |
| | 秉笔弟云修 | 花押 |
| | 同侄明瑞 | 花押 |
| | 见中坚修 | 花押 |
| 藏契号 01480 | 叔弘彩 | 花押 |

北京

立典房契人劉世泰、因乏用將買地自蓋棚房式間、隨房院落、門窗戶壁、上下土木相連、坐落天下三條胡同大院路北。今凭中說合、情愿出典与闫名下居住為業。当面議定、時值典房佃清錢參拾五千整。其錢当日同众親手收足、并不欠少。三年為滿、錢到取贖。兩家情愿、各無反悔。自典之後、倘有遠近親族人等争競、有典房契人劉姓一面承管。恐後無凭、立此典房契照。内有紅地契一張、贖回白字一張、付錢主收存。

| | | |
|-----------|--------|--------|
| | 同兄 | 世興（押） |
| 乾隆三十九年十二月 | 日立典房契人 | 劉世泰（押） |
| | 中人 | 許均（押） |
| | | 張良輔（押） |

出所：『明清福建經濟契約文書選輯』藏契号 01480；『清代北京城区房契研究』の216 - 7頁

以上に福建と北京の土地契約文書の例を挙げているが、線を引いた部分は一

件当たりの土地取引に貨幣の使用状況・種類・金額が詳しく記載されているのである。このようなデータは福建省の場合に契約文書原文から抽出したものであり、北京の場合には「北京房契」著者の附表「北京城区房契簡表」から貨幣使用のデータを引用したのである。その附表には契約類型・年月・両方の名前・身分（例えば、旗人）・用途（例えば、店舗）・家屋敷の場所・価格（貨幣使用）などが詳しく表示されており、筆者の判断によると、このデータを利用する信頼性は十分にある。福建省の両史料には質地とした農地・山林・果樹園・家屋敷の売買契約・借錢文書が含まれている。「綜録」から利用できる件数が236件のみなので、分類しなかった。「選輯」から利用できるものは件数を分類し、統計し、取引の規模を比較するために、1件ごとの平均額も算出した。銀の単位は周知のように両（37.3グラム）で元宝・銀錠と言われ、秤量貨幣として重さを量って用いられた。両の下に計算上で錢（0.1両）・分（0.01両）という単位もあった。統計表には1件平均額を基本的に錢まで計算した。

ここで、土地売買についての先行研究²⁷⁾を参考しながら、簡単に説明してみよう。土地契約文書は大まかに分けると、「売」には「典売」と「絶売」という二つの類型がある。「典売」・「活売」に属すると考えられる土地契約書には契約書が立てられてから、数年後には土地を元の値段で買い戻す権利が生ずるという文言が書き添えられている。このような買戻し条件の記載がないものが「断売」・「絶売」と呼ばれる。一般的に「活売」された時の土地の代価は「絶売」された時の代価の半分程度であることが多い。つまり、「活売」は土地の質入れと全く同じように理解してもいい。しかし、元の土地保有者が買い戻す資金を用意できないため、現保有者に対し、「找贖」と呼ばれる足し前を要求することができる。要求した足し前は土地が「活売」された時に土地代価として支払われた金額に上乘せされ、何回か足し前が支払われているうちに合計金

27) 『問俗録』（清）鄧伝安・陳盛韶著、（標点本）書目文獻出版社、1983年；訳注者：小島晋治・上田信・栗原純、平凡社、1988年；「試論清代閩北民間的土地売買」『中国史研究』1981年第1期。

額がその土地を「絶売」とした金額に達すると、「找絶」と呼ばれる契約書が書かれて、「活売」から「絶売」へと移行する。

利用した史料では「絶売」と「典売」がはっきり整理されていないが、「選輯」に収録されている土地契約文書については判明する範囲で足し前の件数を統計してみた。その他、田地・山林・果樹園等の土地売買は質入れとした形で統計した。周玉英は福建省では「找価」の慣行行為が土地取引に一般的に存在し、持続性があったと同時に、「找価」の対象もよく変わっているという特徴を指摘した²⁸⁾。福建では何十年にわたり、4人目の買主まで足し前を要求する例もある。

2. 時期別貨幣使用状況の推移

順治2年から宣統末まで14期に分けて、穀物・銀両表示・「銀・銭」・銭文表示・銀元表示の順番で各年の件数を表1などに計上した。なお、あまり多くはないが、1通の契約で例えば、穀物と銀両表示あるいは銀と銭表示というように2種の貨幣で示されている場合はそれぞれについてカウントした。土地売券の福建の例では、銀両・制銭2種の貨幣での決済であると示した。また、「銀・銭」と標示した場合は、契約したときには銀両で表示しながら、決済或は質を請け出す時に「每両制銭800文で計算する」というように銅銭・銀両の比価を明示した件数を指して、独立にカウントした。銅銭使用の可能性が高いと考えるが、統計では銀両表示の範囲に属すものとした。したがって、銀両表示で契約文書に記載されても、決済時に銭文表示で支払う場合が多かったと推定できる。即ち、記載したとおりに貨幣の授受をされていない場合もありうるのである。

まず、「綜録」と「選輯」を利用して整理した表1から267年間清代福建省における貨幣使用実態の変遷が見える。①期から⑤期まで銀両表示が多かった

28) 周玉英『明清時期福建經濟契約文書研究』遠方出版社、1999年、39 - 47頁。

が、銅銭表示も見え始め、⑤期雍正期まで銅銭の使用が8件出てきた。順治・康熙・雍正三代に明の幣制を継承し、鑄造した制銭は民間市場流通量を満たしていなかったことがうかがわれ、実物貨幣である穀物が取引で使われていた。⑥期から銅銭使用が徐々に増え、⑧期から⑬期まで銅銭使用の件数が他の使用より圧倒的に多かった。乾隆初期から制銭を停鑄せずに鑄造し続けたとともに、従来庶民生活に用いられた銅銭の市場流通量も十分に増えたと考えられる。銀元表示は⑤期の1件が出てから、⑧期から⑭期まで増え、⑫期に件数が一番多くなるが、銅銭使用件数よりまだ少なかったと見える。⑭期に件数が銅銭使用を抜いて、一番多くなった。「銀・銭」の部分は⑥期から出てきて、件数が相対的に多くはなかったが、⑭期まで持続した。穀物の使用が④期から⑪期まで18世紀中後期に集中したことが分かる。

「綜録」と「選輯」の統計を別々に見ると、「綜録」には穀物使用と「銀・銭」の部分の取引がほとんどされていなかった。銀両の使用が①期から⑭期まで続いたが、銅銭使用は⑪⑫期が相対的に多くなった。銀元使用の趨勢が⑧期から⑭期まで強く見える。

福建土地売券史料は内容上から詳しく整理すると、土地売買契約文書と貸付契約文書を2種含んでいる。件数の多かった「選輯」を細かく分類するために、表2を作成した。土地売買は質地とした農地・山林・園林・家屋敷の売買と足し前をとること（鑿找（おうそう））等を含んでいる。銀両・銅銭・銀元使用の変化は全体像とほぼ同じであった。ただ、土地売買の取引の中に穀物使用のいわゆる実物貨幣が18世紀に少々あったが、19世紀以降1件もなかった。「銀・銭」の部分はほぼ質地とした農地・山林・園林の取引で使用し続けられた。足し前の取引について使用貨幣から見ると、銀両使用が縮小した一方、銅銭使用が拡大し、銀元は用いられなかった。241件の貸付の表を見ると、銀両表示の取引はただ9件で、18世紀に集中している。銀両使用の代わりに穀物が50件で、時期として康熙期から始まり、嘉慶まで続いている。銭文表示の取引は乾隆期から用いられ、かなり多かった。特に⑪期に合計44件になった。

銀元使用が乾隆 41 年から見え始めたが、件数は少なかった。19 世紀後期から銀元の使用が多くなってきた。なぜ銀両使用が極めて少なかったのか、契約文書を見れば、理由としては「無穀食用」「無銭用」の場合が多かった。穀物の取引は閩清・福州などの閩東に集中したことが分かった。先述したように閩東・閩南地域が食糧の不足区であったため、実物の貸付取引が多かった。その代わりに、食糧余剰区であった閩北に属した南平に銅銭の貸付が多かったことが判明した。

表 2 に『選輯』の 1362 件により計算した 1 件平均額が銀両表示の場合は 7～60 両、銅銭表示の場合は 700～21,000 文と一件当たりの規模が小さかった。契約文書からは商人・地主・農民という身分がはっきりしないが、同じ村での親族間の取引が多かったと判明する。「無銭用」のため、先祖から残した土地・山・果樹園などを売るか、それともそれらを質物として利息を支払うかという場合が多かった。

「綜録」と「選輯」のデータには中部と西部の件数が少なかったため、南部・東部・北部を地理的に整理し、表 4 としてまとめた。件数量としては東部が半分以上を占め、南部が 20% ぐらいで、北部が 10% 余であった。まず、穀物使用の取引は東部に集中している。すなわち、貸付契約文書において実物取引の半分以上の件数は東部に存在したことが分かった。この結果は前述したように、福建の地方経済の特徴として北部の食糧を東部に輸出したという事実と対応していると考えられる。次に、銅銭使用は南部より東部・北部が明らかに多くて、銀元使用は南部に集中した。最後に、「銀・銭」の場合には南部・北部が僅かであったことに対して、東部に⑦期から⑭期までずっと続き、乾隆末期から嘉慶期にかけて多くなってきた。

したがって、土地売券類の統計結果から見た清代における福建省の貨幣流通実態の趨勢としては、18 世紀後半（乾隆中期）から 19 世紀後半（光緒前期）まで秤量銀両使用をしないで縮小した代わりに、小額貨幣の銅銭使用への転換は顕著になって、19 世紀中期のピーク（嘉慶—同治期）を経て、徐々に減少

した。計数貨幣の銀元使用が増加したといっても銅錢使用の趨勢を越えなかったと思われる。

福建省の貨幣流通実態の変遷は他の地域と比べると、どのような違いがあるのか。そのために、新しく公開された北京史料を利用して比較したいと思う。すでに、北京の不動産動向について「一貫して銀両表示が優勢であるが、19世紀初頭から半ばにかけて、銅錢の使用もかなりみられる。」と岸本氏²⁹⁾は指摘した。いままで全く利用されなかった北京城内外の家屋敷契約書から、同じ動向が見えるかそれとも何か別の新しい特徴が見られるのかに関して、興味あるところである。北京は先進地域とは言えないが、政治の中心であった首都として都市部の例として、城内外に居住している階層は庶民だけではなく、旗人・商人・官吏・軍兵などを含んでいた。北京城内外の家屋敷売買の取引としては庶民レベルの小額ではなく、高額であったと思われる。

それでは、高額の取引に貨幣使用状況はどのように変化したのであろうか。北京城区家屋敷売買表3から順治・康熙・雍正三代では全て銀両表示で、乾隆14年に1件の銅錢表示が見られる。⑦期の乾隆中期から⑫期の同治末期まで、銅錢使用がかなり増えた。僅かではあるが、⑫期に銀票・錢票の使用が1件ずつあり、⑭期に5件の銀元表示もある。貨幣使用の規模を見ると、1件平均額は銀両表示の場合には大体100～700両の間で、銅錢表示の場合には⑥期28貫文を除いて、100～2400貫文の間であった。仮に、法定銀錢比価の1:1000によって計算すると、銅錢使用の取引規模が100～2400両の間になり、銀両と比べると、はるかに大きい。例えば、⑨—⑪期に市場銀錢比価の最高1:2000で計算するならば、50～1200両という規模で、銀両表示よりも少なくないことが判明した。⑩期の銀両表示83件で、1件平均額は710両という規模の取引を含めて見ると、北京城区家屋敷売買が単純に庶民レベルのものではないと推定できる。

29) 岸本美緒「清代の不動産売買における貨幣使用」『清代中国の物価と経済変動』研文出版、1997年、355頁。

したがって、北京の史料から見ても、銀両表示は主流であったが、19世紀初期から末期まで、銅銭の使用がかなり見られるようになるのである。嘉慶から同治までのピーク期に額面から見ても、銅銭の使用が銀両より多かったことが明らかとなる。小口取引や庶民による小額貨幣としてしか使われなかったと理解されていた銅銭は高額取引にも用いられたことが明確となるのである。

第3節 貨幣使用実態の変遷要因

福建省を中心とし、北京の史料も含めて考察した結果は銀銭平行本位制といわれていた清代の幣制において、銅銭の地位や行使範囲は民間の取引で強く変化したことが明らかとなる。それでは、銅銭の変遷要因を解明してみよう。

1. 土地取引でなぜ銅銭が使用されたか

銀両表示が主流であったことは福建省の史料では乾隆初期まで、北京の場合では乾隆後期まで続いた。18世紀中後期を境目にして、銅銭の使用が土地取引にまで拡大された理由の一つは、清政府が自ら銅銭使用の拡大を促進したことである。その理由は前述したように、清政府が財政政策と貨幣政策を調整したことにより、小額銅貨が絶えず流通市場に供給されたのである。福建省の鑄造状況を見ると、清の初期三代において銅銭の供給は市場に満たされていなかったと考えられる。『福建貨幣史略』によると、順治年間に「宝福局」は「順治通宝」を順治6年から鑄造したが、順治13年に停鑄した。もう1種類の「順治通宝」も3年しか鑄造しなかった。康熙期に地方鑄造局は宝福局・宝漳局・宝台局と増えたが、宝福局の「康熙通宝」は一回目の康熙元年～7年に、第二回の康熙24年～34年に鑄造された。宝漳局の「康熙通宝」は鑄造開始年代が不明であったが、21年に停止したことが分かる。宝台局の「康熙通宝」は28年から鑄造し始めたという記載があるが、31年に停鑄した。雍正期に宝福局・宝台局は「雍正通宝」を鑄造し、重さの調整の記録はあるが、停鑄した記載は見られない。清代初期から銅銭を重視するようになったとは言えるが、その鑄

造数は具体的に分からないのとは言え、乾隆期の鑄造量とは比べられないと思われる。「乾隆通宝」は59年間に亘って、300万貫が鑄造されたといわれている。福建省では宝福局は58年間「乾隆通宝」を鑄造し続けた。宝台局は台湾に駐在した軍兵が使用した銅銭を専門に鑄造した。北京でも、清初期から銅銭を鑄造し始めたが、その量は明末期からの民間市場流通に銅銭需要を満足させるものではなかったものと思われる。銀両使用が主流であった清初期に民間の家屋敷売買のような取引は銀両での支払いが普通であった。嚴中平の統計により、雲南銅鉱は乾隆5年から嘉慶16年まで、毎年6,331,440斤という常数の銅を北京の二ヶ所の鑄造局に供給した。したがって、乾隆期は小額銅貨を供給した時代と言っても過言ではない。

雍正財政改革以後財政政策と貨幣政策は互いに補完し合いながら制銭の使用を調整した。国庫からの制銭支出の方法は二つのルートを通じて民間流通市場に供給されたのである。一つはいわゆる「兵餉搭放」で、銀銭相場を参考にしながら、一定の割合の制銭が官吏と軍兵の給与支払に組み込まれることである。もう一つは備蓄用の穀物を買上げる時に銀両をもって州県現地市場で銅銭を両替してから仕入れし、穀物を安く売って入った銅銭を1:1000銀銭比価で銀両に両替する。それで、穀物価格の安定と市価の抑制という一石二鳥の役割を果たした。国家の制銭を吸収する方法として田賦納入の場合にも規定された銀両で支払うことから銀七銭三の割合に変更されるという形で、嘉慶4年に地丁銀の折銭納税の許可が得られた³⁰⁾。この許可により銅銭使用の拡大はピークを迎えたと言えよう。政府政策の実施を通じて、庶民・軍兵は日常生活に銅銭を用いた以外に、銅銭の貯蓄率も高まり、小額銅銭の信頼性も高まった。さらに、銅貨の使用範囲も土地取引にまで拡大されたと考えられる。

以上見てきたように大量の銅銭は州県以下の農村市場に蓄積された。現物経済であった農村部では商品経済の発展に伴い、民間市場での銅銭使用が拡大し

30) 『光緒会典事例』卷一七一、戸部・田賦・催科・嘉慶4年論。

た。商品になる農産物を生産するために、資金・山林・耕地などの生産資料が必要であった。そのために、土地売買が頻繁に行なわれ、また、銀両より用いやすい銅銭は容易に必要な品が買えるということも銅銭使用の拡大を促進した要因の一つであると考えられる。福建の場合には土地取引平均1件の規模が小額で、親族間での売買が普通であった。ただし、親族と言っても、地主と小作民との関係も存在した。表5は地主の例として、東部に属した侯官県の契約文書により、鄭氏一族の取引を時期別に作成したものである。鄭允知・鄭常経・鄭宗子などの名義の件数が多かったため、別々に統計したが、ほかの鄭氏一族の取引は他の鄭氏にまとめた。鄭允知と鄭常経との関係は判明していないが、鄭常経と鄭宗子の父子関係は判明している。清代初期の鄭允知の場合では、銀両表示が普通で、鄭常経の場合では、銀両と銅銭が併用され、鄭宗子の場合では、銅銭使用が銀両より多くなっている。周玉英³¹⁾の統計から見ると、鄭常経は高利貸しを行い、毎年穀物13,840斤と銭文19,922文を貸し付け、穀物9,320斤と銭5,978文の利益を獲得した。また、彼は銀651両を投資して、山林果樹園を経営した。鄭宗子の段階では高利貸しによる利益をさらに追求するために、現物としての穀物から銅銭へとシフトし始めている。即ち、穀物は2,670斤で、利益は1,835斤であった一方、銭文は102,070文で、利益は30,621文に増加した。経営した山林果樹園は銀1,087両まで拡大した。貸付証文を見れば、利息計算を容易にするためもあって、銀両使用はあまり多くなく、穀物と小額銅銭の取引が多かったことが判明する。なお、土地の取引は乾隆期から銭建てが多くなってきた。

2. なぜある時期から銭が現れ、また少なくなったか

この質問に対してこう理解してもいいであろう。つまり、なぜ18世紀中期を境目として銅銭使用が現れ、19世紀後期から少なくなったのか。この理由

31) 前掲、周玉英『明清時期福建經濟契約文書研究』、302 - 318頁。

としては銅銭使用の拡大・減少という趨勢は雲南銅鋌の隆盛・衰退と対応していると推定する。順治、康熙時期に鑄造した銅銭の原料は、現実に流通している小銭、明宋の旧銭を強制的に官価で収買したものであった。鑄造銭の原料として使われた。地方鑄造局は銅原料の不足ために、停鑄した場合が多かった。雍正期までの「錢貴」は供給源の不足と市場需要という2つ原因で発生したと考えられる。康熙22年(1683年)に海禁開放以後海外の銅を購入し、ほとんど日本から輸入したと言われている。

輸入した数字は中国の文献から考察できないために、嚴中平は木宮泰彦の統計を利用した。周知のように宝永期(1704-1710年)には銅が日本からかなり輸出されたが、正徳5(1715)年新井白石の海舶互市新例により、銅の輸出量が400-450万斤を限度とすることになった³²⁾。銅源供給の統計から分かるように銅の輸入量が減少するとともに、清政府は雲南の銅鋌を重視するようになった。雲南の銅鋌は漢代に発見され、元・明朝(元代1206 - 1363年; 明代1364 - 1643年)に採掘されたが、産量は多くなかった。交通運送条件の不便と雲南貝幣使用の習慣という二つの原因で、17世紀の半ばまで全国銅鋌の主要集中地としては四川・貴州・湖広(武昌)・江西(広信)が挙げられたが³³⁾、雲南は含まれていなかった。康熙20年清政府が雲南を全面的に支配して以来、銅産出量が増え始めた。雍正初年から乾隆4年(1739)までの10年間に全国の銅源市場が形成されたと見られ、「雲南銅運条例」(乾隆3年)を發布したことによって隆盛時代に入った³⁴⁾。そして、雍正4年(1726)銅鋌が豊富であった東川地域は四川省から雲南省に管轄されたので、雲南の銅鋌資源がもっと豊かになった。表6にまとめた統計を見ると、乾隆初期から嘉慶まで長期的に1000万斤以上の銅料が供給できるとともに銅銭が大量に鑄造され、市場に銅銭供給が充足され、銅銭使用も活発になった。嚴中平の統計では平均年産出量

32) 豊田武・児玉幸多編『交通史』山川出版社、1970年、298頁。

33) 宋応星『天工開物』鐘広言注釈、北京中華書局、1978年、355頁。

34) 前掲、嚴中平編著『清代雲南銅政考』12-13頁。

は嘉慶16年までであって、道光期に衰退期に入り、咸豊期に雲南回族運動の戦乱で供給が完全に停止した。停滞期と言っても嘉慶7年(1802)から咸豊5年(1855)まで雲南の東北地方を例とすれば、平均産出量は521.5万斤で、約3,123トンになった³⁵⁾。福建と北京の両史料の観察からは、嘉慶一同治期で銅銭使用のピークを迎えたと見られる。1855年以降主な供給源がなくなったが、短期的に見れば、130年間続けて鑄造した制銭は、同治まで市場に銅銭使用した勢いが維持できると考えられる。

しかし、長期的にみれば、雲南銅鉱の不振は銅銭を重視した清政府の貨幣政策に強い影響を与えた。中国における貨幣史の先行研究から見れば、中国の銅銭本位が一千年以上維持された最大の理由としては、金銀の鉱産が相対的に貧弱で、品位があまり高くなかったからである。明代前中期の152年間に銀の総生産額は12,533,226両とされた³⁶⁾。清史文献に記載された銀の課税収入のデータを計算すると、明代の弘治13年(1500)以来の100年間年産量は10万両ぐらいで、清代の前期も約20万両であった³⁷⁾。そして、全漢昇によれば、明代銀鉱における銀の含有量は0.003% - 12.5%で、普通1%以下であった。したがって、中国は銀の産量があまり多くなく、銀供給の大部分は外国に依存した³⁸⁾。外国銀で中国は財政銀体制を完成したが、アヘン戦争の前後、貿易は赤字に変わった。民間市場で計数外国銀元が盛んに使用されるようになったことにより、純分率が高い銀両は海外に流出した。道光期に銅銭が安く、銀両が高くなったにもかかわらず銅銭の不足状況は続いた。その影響で道光期に南方(特に江南デルタ)の商工業における損失が多かったと言われている。銀不足のために高額銀両で取引をする場合には銅銭に変わった可能性があると考えられる。勿論、その時に信用貨

35) 楊煜達「清代中期(公元1726-1855)滇東北的銅業開発と環境変化」『中国史研究』2004年第3期。

36) 王裕巽「明代白銀国内開採と国外流入数額試考」『中国錢幣』1998年第3期。

37) 全漢昇『中国経済史研究』新亜出版社、1991年、617 - 19頁。錢江「16 - 18世紀国際間白銀的流動及其輸入中国之考察」『南洋問題研究』1988年第2、81 - 91頁。

38) 『梁方仲経済史論文集』中華書局、1989年、90頁。

幣としての銭票・銀票も行なわれてはいたが、農村部の土地取引では銅銭が用いられた可能性も高いと考えられる。福建の場合には宝福局が鑄造した「道光通宝」はコストが高いという理由で道光4年に停鑄になった。しかし、清政府は太平天国運動を鎮めるために、30年ぶりに宝福局が「咸豊大錢」を鑄造した。前述したように「咸豊大錢」の発行は政府の軍費資金の欠乏を一時的に解決したが、「福建鉄銭事件」³⁹⁾のような民間市場への悪い影響は予想できなかった。それで、清末期において民間市場に流通した貨幣は様々で、銀両・制銭・外国貨幣である銀元と銅銭・信用貨幣の銭票・銀票があって、各地域内の貨幣使用は一定でなかった。

3. 地域ごとの貨幣使用の相違

表4を見ながら、福建地域内の貨幣使用状況を分析してみよう。貸付文書の総件数294件は「綜録」と「選輯」を合せたものである。ここで、穀物使用の多くはほぼ東部が占めている。銀両使用と銅銭使用は東部と北部に、銀元使用は南部に集中したことが分かっている。南部では銅銭より銀元使用の拡大がより活発で、東部と北部では銀両使用が減少したと同時に銅銭使用を拡大した。東部と北部では銀元使用が僅かであった。「銀・銭」の部分が東部に多かったということは土地取引時の銅銭使用がより多かったとみなされる。

地域別の不動産売買における貨幣使用を考察した岸本美緒⁴⁰⁾は楊国楨⁴¹⁾が整理した南部の龍溪・海澄と北部の建寧・南平の史料を利用して「19世紀半ばを中心として、銅銭の使用も若干見られる。楊国楨の福建北部の諸県の一千

39) 鑄造した「咸豊大錢」は市場にいい評価を受けたので、他省で私鑄大錢が氾濫した。銅の原料が不足のため、福建地方局は鉄銭鑄造の許可を下ろした。咸豊7-8年に自然災害のため、官吏による銅銭蓄藏露頭きっかけで、福建民衆は民間市場に受けない鉄銭への抵抗運動を行ない、市場はさらに混乱した。

40) 岸本美緒「清代の不動産売買における貨幣使用」『清代中国の物価と経済変動』研文出版、1997年、360-3頁。

41) 楊国楨主編「閩南契約文書綜録」『中国社会経済史研究』1990年増刊（捌龍溪・海澄）；「試論清代閩北民間的土地売買」『中国史研究』1981年第1期、29-59頁。

件余の契約文書から作成した統計でも、銀の使用は19世紀半ばに減少し、銅銭の使用が多くなるが、19世紀末には銀使用が再び増加すると言う」と指摘した。漳州府では漳浦・龍溪二県の海外貿易が一番発達し、海外貿易に携った人が一番多かった⁴²⁾とされているので、龍溪という地域での銀元使用が活発であったことも判明する。漳州・泉州を拠点とした閩南商人の海上活動が中国東南沿海部の海上貿易ネットワークの支柱だといっても過言ではない。明中後期に商人たちが貿易を通じて手にいれたメキシコ銀貨・日本銀貨が帰途の船中において溶解されて、銀両の形で流入したといわれている。清中期以後民間で計数表示の外国銀貨はそのまま商業活動にも使われ、また、土地取引まで用いられたことが推定できる。表4で南部の件数は半分以上を龍溪が占めたことが判明するが、銀元使用が南部地域範囲に限定され、おなじ福建省の中でも広がらなかったと言えよう。

その一方、東部と北部では銅銭使用の拡大が明瞭になった。耕地面積が少なかった東部・北部では山地・林地が豊富であった。契約文書の内容から分析すると、質地とした山林と園林の取引では小作民の果物・杉・茶を植えたことは自家用ではなく、国内と海外の人気商品として市場に販売するためにしたのである。鄭氏一族のような地主も経営型に変わり、実物小作料を取ることに比べ、交換価値をもつ貨幣を選択するようになった。しかし、対外貿易の刺激で農産物の生産増加が見られたものの、農民の副業として規模が小さく、主には問屋のような商人を通じて売買したので、資本市場の発展が緩慢であった。土地の取引は農産物の商品生産の前段階で、まだ、農産物を仕入れる商人に直接的・間接的な繋がりがなかったので、銀元使用より銅銭使用が多かったと考えられる。

したがって、今後の新史料公開によって修正の余地はあるが、本稿による限

42) 「浜海上下～海物互市、則漳浦・龍溪之民尤多」『明經世文編』巻182、『桂文襄公奏議・福建図経序』。

り、福建省全体からみれば、銅銭使用は銀元よりはるかに拡大したと思われる。

4. 土地売買から見た取引関係

利用した福建省の土地売券類は17世紀半ばから20世紀初までという長期に亘るものであった。時代の変遷により土地売買の中身は変化したか。その際、土地売買からみた取引関係はどのように変わったのかを考えてみる必要がある。ここで、土地売買の先行研究を参考しながら、清代福建省の地方官を歴任した陳盛韶の『問俗録』から土地売買の様子と取引関係を窺うことができる。陳氏は地方官として建陽・古田・詔安・仙遊・邵武・台湾に歴任して、地方の民風土俗を探究しながら、庶民の苦しみ・利害など様々な清代の福建社会について記述した。地理的に福建の各県は独立性が高かったといわれているが、土地売買の場合には類似したところが多かったと言われている。土地売買に関して福建の特徴をまとめてみよう。

明清時期の土地取引はおおよそ地主間・地主と小作農間・自耕農と小作農間で行なわれた。地主間で土地を売買する場合には例えば、先祖から継承した土地を家族内の兄弟の間に分けて、それぞれ土地を所有する。しかし、経営状況によって、各自の家業は繁栄したり、衰退したりした。それで、衰退したほうが兄弟間で土地取引を求めるようになり、所有地を減少させる過程で地主から自耕農に変わる可能性もあった。「選輯」に侯官県の鄭氏一族や閩清県で60名小作農に土地を貸していた孫允大のような地主は小作料で生きることが普通のことである。小作農(佃農)は地主の管理を受けることなく、小作料を地主に納めれば、自律的に経営していた。土地所有権を売買するには一つの土地に二つの権利が存在していた。即ち、土地を所有していた側が収益する権利は「骨」・「田底」(福建では地主の面を指す)と呼ばれ、土地を使用していた側が収益する権利は「皮」・「田面」(小作農を指す)と呼ばれた。勿論、その中に自耕農の所有した土地は銀銭欠乏で、小作農・地主に売る場合もある。小作農(佃農)は小作料を収める抗租運動等いろいろな形で、土地を永遠に使用することという「永佃権」を持っていた。福建は

「永佃権」が強い地域であるといわれている。「永佃権」を持つ小作農も土地売買を行ない、土地所有の名義を移転させたうちに、税糧の管理が複雑になってきたというような難しい状況苦情は陳盛韶の『問俗録』に書かれている⁴³⁾。

近年の史料調査により、地主が所有している耕地は全部の約半分を占め、自耕農が耕地の半分以上を所有していたことが明らかになった⁴⁴⁾。表7で明らかにしたように例えば、乾隆18年では全国人均耕地0.459ヘクタールに対して、福建省の人均耕地0.181ヘクタールというきわめて少ないものであった。つまり、自耕農が所有した耕地が少ないので、土地取引の場合に小面積の売買が多く、農地の零細化傾向が強かった⁴⁵⁾。明清期に農民が生産した農作物を商品化して、手に入った貨幣が土地売買に用いられた。これで、土地取引も頻繁に行なわれ、土地所有の階層も変わっていった。土地売買文書に白銀・銅銭という貨幣が頻繁に用いられているが、土地の買主を「銀主」と称し、それらが徽州・福建・台湾の土地売券史料で明の万暦から1950年まで300年間存在したと楊国楨は指摘した。「銀主」の含意は複雑であった。史料から見る限り、旧式の地主・豊かな自耕農・小作農・「田底」「田面」を貨幣で買える新型地主・貨幣を持っている商人を含んでいる。乾隆期の銅銭大量発行以来、⁴⁶⁾「銀主」だけではなく、「銭主」の呼び方も北京の史料に出て来た⁴⁷⁾。したがって、自然経済から商品経済へ転換した清代において貨幣は土地取引に浸透し、ひいては土地所有権を新たに再編し、新たな新しい階層の生成が見られるようになった。しかし、この新しい階層はある程度商品経済の発展には貢献したが、西洋先進国の経営型地主・資本家のようにはなっていかなかったと言われている。

北京史料は皇帝が居住した城の内外に限定されているが、取引関係は都市部の特徴を反映させている。表8から分かるように、北京での家屋敷取引の旗人と店

43) 前掲、陳盛韶『問俗録』、20頁。

44) 趙岡「試論地主的主导力」『中国社会経済史研究』2003年第2期。

45) 前掲、周玉英『明清時期福建經濟契約文書研究』、24頁。

46) 楊国楨「試論清代閩北民間的土地売買」『中国史研究』1981年第1期、35頁。

47) 張小林『清代北京城区房契研究』中国社会科学出版社、2000年、220頁。

舗の契約件数は康熙期から清末まで増加していた。乾隆時期に質地の年限も短縮し、庶民が旗房（旗人が居住するところ）を購入する禁令を緩めたという旗房の政策を調整し、新しい旗房も建てた⁴⁸⁾。その後の時期に入ると、清政府は旗人が内城に居住することに関する規定をゆるめた。それにともない、旗人軍兵が家屋敷取引を行なえるようになったと同時に、貨幣を握った「銀主」・「銭主」も取引が行なえるようになった。店舗類の家屋敷が買われるケースは商人と考えてもいいであろう。したがって、北京の史料から家屋敷取引の関係は旗人に属した軍兵・官吏・商人・貨幣を所有した階層の間でよく行なわれたと判断できる。

5. 土地契約文書における銀銭比価について

清政府は大口取引に銀、小口取引に銅銭を使用するという幣制を規定し、制銭を厳しく管理してきたが、清朝初年に規定した制銭 1000 文=銀 1 両という銀銭の比価を維持するために、各朝代ともに悩んできた。「銀賤銭貴」・「銀貴銭賤」という現象が 268 年間に幾度も繰り返えされた。その原因は法定比価と市場比価が統一されなかったからである。

表 1 などの銀両表示の「銀・銭」部分を注目したい。土地売券福建例のように、契約した時に銀両で表示しながら、決済する時に「銀 1 両制銭 800 文」或は質を請け出す時に「銀 1 両制銭 850 文」というように書いた契約文書は合計 87 件があった。質を請け出す時に全体から見れば、1 両が 50 文を高くなり、利息として取られたことが推定される。

表 9 は契約文書で明確に示した銀銭比価と文献に記載された市場銀銭比価を時期別にまとめたものである。左側の銀銭比価は契約文書より抽出したもので、右側は貨幣史の先行研究の中に陳昭南データと彭信威の「清代制銭市価表 1,2」から引用した。契約した時の銀銭比価と文献に記載された比価を比較すると、平均的に下回ったということが分かる。乾隆 8 年・23 年・道光初年・咸豊初年の比価

48) 前掲書 132-135 頁。

が一致したが、それ以外に銀錢比価はほとんど銀1両=制錢800-850文に認められた。「銀賤錢貴」・「銀貴錢賤」という現象が幾度も繰り返された中で土地取引の場合にこのような銀錢比価がなぜ存在したか。「名目的には銀両表示でながら、市場銀錢比価と乖離した固定レートの下に実際には銅錢が授受され、その結果、表示された銀両が現実の銀と関係をもたず、銅錢若干文の別名に過ぎなくなっている」⁴⁹⁾と先行研究した岸本氏の分析したように固定レートが福建省の民間取引でも確かに存在したと思われる。しかし、岸本氏が引用した永安県の文書群ではこの87件は銀錢比価が明確に示され、契約した時から銅錢の使用を認めたと考えられる。つまり売主の状況によって授受した貨幣を自ら自由に選ぶことができるというように理解してもいいだろう。表5より、鄭氏の一族のケースでは「うち」の部分は合計32件で、他の契約文書の内容から判断できる親族関係の土地取引件数を含めて、半分以上になった。計数貨幣の短陌慣行現象について岸本氏は「それらの領域における貨幣授受は単なるその場限りの取引というよりはむしろ具体的な人間関係と深くからみあいつつ行なわれるものである。」⁵⁰⁾と解説した。この推測は福建省の土地売券類を通して、もっと有利に証明された一方、乾隆期から銅錢使用の拡大という前提を認めなければならなかった。また、地域分布から見れば、北部より東部に集中し、南部では僅かであった。取引の両方が親族関係と言っても、なぜ市場比価より低い銀錢比価引を認めたか。理由の一つとしては農産物と強い関連があった銅錢は市場流通において低質銀両より高い信頼を得て、小額貨幣の機能を越えて、銀の一部分の役割を担当したと考えられる。

銀錢比価表示以外に咸豊・同治期の契約文書を見ると、「仏面銀十元重六兩足」番銀100元。毎元7錢算計70兩」「仏面銀64大十元折庫秤重38兩4錢」といった形で、銀両表示のもとで、銀元表示が規定された。アヘン戦争以後の清代は近代期に入り、貿易も黒字から赤字に変わった。清政府が外国勢力に抵

49) 岸本美緒「清代の「七折錢」慣行について」『清代中国の物価と経済変動』研文出版、1997年、336-7頁。

50) 前掲書348頁。

抗できなかったので、外国銀行が設立され、外国貨幣の銀元が堂々と発行された。外国銀貨の純度が低いことに因る損失を防ぐために、多種の外国銀元は貨幣単位としての虚銀両を基準として規定された。つまり、清代後期貨幣市場で秤量銀両は計数貨幣とした銀元の役割を果たさなかったので、虚銀両という形を採用した。最終的に銀元は外部からのプレッシャー攻められたことによって铸造し始めなければならなかった。

むすび——結論と今後の課題

これまで土地売券類を利用しながら、福建省を中心とし、北京の家屋敷売買史料も参考にしながら分析してきた。全清代に亘って長期的に見れば、銅銭使用は福建省において乾隆中期から光緒中期まで、特に嘉慶一同治期がピーク期であったのに対して、北京においても乾隆後期から同治期まで拡大してピーク期が同じであった趨勢が明らかになった。当面の結論をまとめると：

① 図3、4に見えるように、18世紀後半から19世紀後半まで秤量銀両使用がしだいに縮小した代わりに、計数貨幣銅銭、銀元使用への転換が顕著になった。岸本氏が不動産売買から見た福建省の貨幣動向に対してはとしては図5のように19世紀末には銀使用が再び増加することを指摘した。確かに19世紀末には南部の銀元使用を続けてきた反面東部と北部の銅銭使用がもっと強かったと見られている。だが、計数貨幣の銀元使用が増加したといっても銅銭使用の拡大の幅を越えなかったのではないと思われる。

今後の新史料公開によって修正の余地があるが、本稿による限り、福建省全体から見れば、銅銭使用は銀元よりはるかに拡大したと言える。また、同じ地域内の比較も重要ではないかと考えられる。

② 足立氏の「乾隆期が銭行使の急速な拡大の時期であった」という論述に対して、土地売券類の結果から見ると、銅銭使用のピーク期は嘉慶一同治期であったと明らかにしたように、銅銭供給を拡大した乾隆時期を経て、銅銭使用の拡大期をむかえたと理解していいであろう。

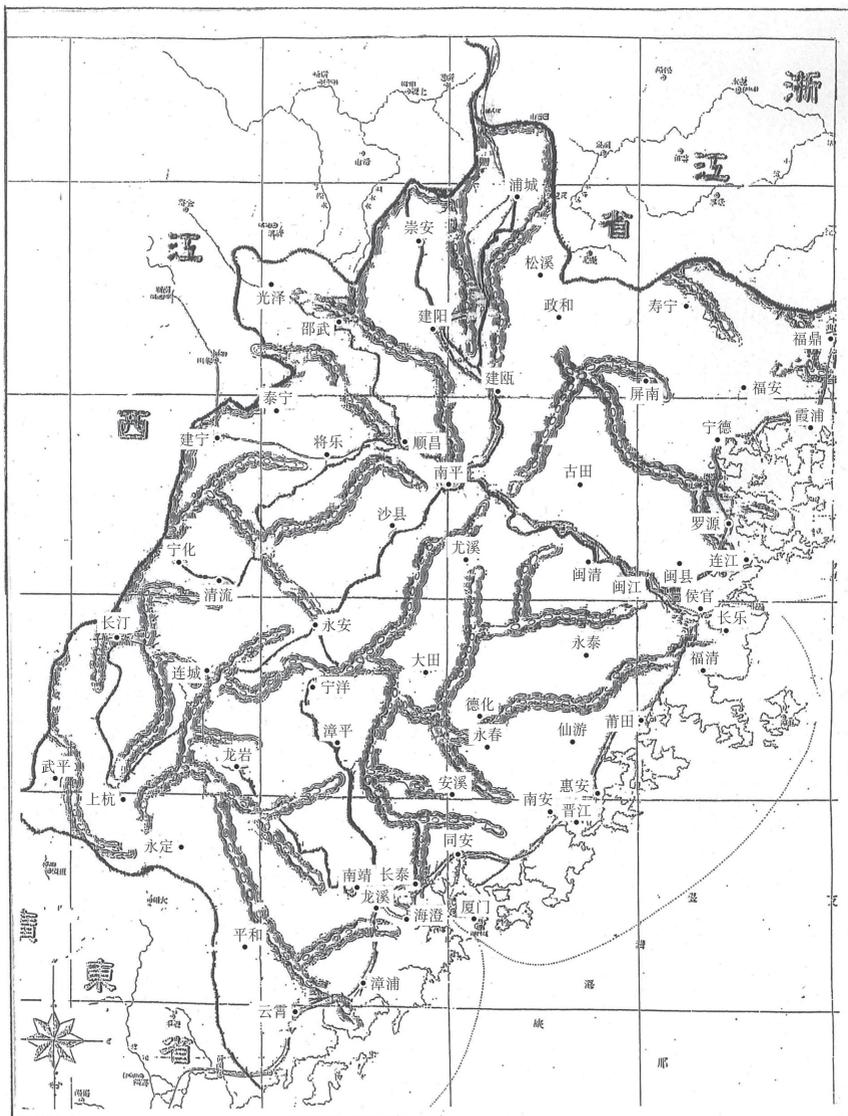
- ③ 清代の貨幣制度は銀錢二貨制と認めているが、十分なコントロール能力がなかった体制であったと考えられる。外部の力で即ち国際貿易の出超で得た外国の銀貨に支えられて財政貨幣体制を完成させ、銀兩の鑄造権を商人に任せた。その不安定を維持するために清政府は一方向的に内部の力で抑制できる錢法だけ重視した。銅錢使用の拡大は政府だけではなく民間との双方向から推進された。すなわち、長期的に見れば、唯一の硬貨であった銅錢の鑄造権を握った清政府の前期は財政・税制・貨幣政策を通じて、銅錢の鑄造・供給を積極的に管理した。その結果として、銅錢の供給拡大・市場の地位と信頼性の上昇・貯蓄の利便性などの理由で庶民の銅錢ストックが増え、高額取引まで銅錢が用いられたと考えられる。
- ④ 清代中後期に政治の統治力が弱くなった一方、供給源であった銅鉱がなくなったとともに、銅錢に対してコントロール能力が薄くなり、銅錢の行使権が完全に民間市場に依拠したことに変わった。現物経済から商品経済に発展していた小農経済は小額の計数貨幣が資本金として大量的に求められた。銀元が海外貿易を通じないと手に入りにくいということ比べると、銅錢が簡単に手に入る民間市場で用いられるようになった。清中後期に市場に供給した制錢は少なくなったが、前期の銅錢ストックを利用し、私鑄錢が氾濫した民間市場でその需要を満足したと考えられる。
- ⑤ 本稿としては、北京・福建を中心にした土地売券において、銅錢使用の拡大趨勢が推定できるが、清代後期に使用した銅錢がただ官制制錢だけではなく、どのような銅錢を用いられたかということは今後の課題として調べて行きたいと考えている。また、利用した福建の史料では地租の貨幣使用がきわめて少ないといわれたので、検討を行なわなかったが、地租の貨幣化傾向は今後の課題としても詳しく研究したいと思っている。

「後記」

本稿は2006年9月関西大学で開催された社会経済史学会第75回全国大会で報告内容を一部修正したものである。報告時に司会の岸本美緒をはじめ貴重な意見を賜った先生たちに感謝したい。また、準備・執筆時に御指導を頂いた岩橋勝、有益なコメントを頂いた西村雄志・村上衛（横浜国立大学）及び校正して下さった増野仁諸先生に厚く謝意を表したい。なお、頂いたコメントが本稿にすべて修正できないため、次の論文に深く研究して行きたい。

また、夏休み資料調査の時汪征魯主編『福建史綱』（2003年3月福建人民出版社）が見付った。先行研究として次の論文に活かさせていただきたい。

図1 福建省全図



出所：『支那省別全誌』第十四卷 福建省の全省図より作成した。

図2 北京市街図



出所：『支那省別全誌』第十八巻 直隸省の北京市街図より作成した。

表 1 清代福建省における土地売券の貨幣使用（時期別・取引文書別・貨幣種別）（1件平均額）

| 取引文書別 貨幣種別 | 取引*1 (総件数: 1362) | | | | 取引*2 (総件数: 236) | | | | 合計 (総件数: 1598) | | | | |
|-------------------------|------------------|--------------|--------------|----------------|-----------------|----------|----------|-------------|----------------|----------|----------|-------------|-----------|
| | 穀物 (斤) | 銀 (両) | 銭 (文) | 銀・銭* (両) | 穀物 (斤) | 銀 (両) | 銭 (文) | 銀・銭* (両) | 穀物 (斤) | 銀 (両) | 銭 (文) | 銀・銭* (両) | 銀元 (圓) |
| ①1645-1662 順治2-康熙元 | 0 | 4 | | | 0 | 5 | | | 0 | 9 | | | |
| ②1663-1680 康熙2-18 | 0 | 7 | | | 0 | 8 | | | 0 | 15 | | | |
| ③1681-1700 康熙19-38 | 0 | 11 | | | 0 | 4 | 1 | | 15 | 1 | | | |
| ④1701-1720 康熙39-58 | 5 | 42 | 1 | (7,200) | 0 | 5 | | | 5 | 47 | 1 | | |
| ⑤1721-1735 康熙59-雍正13 | 19 | 80 | 4 | (685) | 18 | 2 | | | 19 | 98 | 6 | 1 | |
| ⑥1736-1755 乾隆元-20 | 23 | 79 | 3 | 38 (16,4) | 19 | | | | 23 | 98 | 3 | 38 | 1 |
| ⑦1756-1775 乾隆21-40 | 15 | 74 | 5 | 59 (23,1) | 4 | | | | 15 | 78 | 5 | 59 | 7 |
| ⑧1776-1795 乾隆41-60 | 14 (281) | 74 (23,2) | 16 (48,4) | 84 (5,810) | 22 (116) | | | | 14 | 78 | 16 | 86 | 32 |
| ⑨1796-1815 嘉慶元-20 | 5 (234) | 47 (19,1) | 24 (58,7) | 75 (11,152) | 21 (110) | | | | 5 | 48 | 24 | 82 | 34 |
| ⑩1816-1835 嘉慶21-道光15 | 1 (200) | 21 (17,5) | 11 (70,7) | 68 (12,060) | 16 (61) | | | | 1 | 22 | 11 | 70 | 32 |
| ⑪1836-1855 道光16-咸豊5 | 1 (1200) | 8 (48,7) | 8 (50,8) | 126 (6,324) | 10 (27) | | | | 1 | 8 | 8 | 141 | 20 |
| ⑫1856-1874 咸豊6-同治末 | | 11 (20,8) | 12 (44,7) | 70 (20,518) | 21 (68) | | | | 2 | 17 | 12 | 87 | 56 |
| ⑬1875-1894 光緒元-20 | | 6 (41) | 7 (104,6) | 40 (9,568) | 18 (52) | | | | 5 | 11 | 7 | 44 | 28 |
| ⑭1895-1912 光緒21-宣統末 | | 7 (61,4) | 1 (19) | 11 (19,528) | 31 (66) | | | | 1 | 8 | 1 | 11 | 43 |

出所：* 1：『明清福建經濟契約文書選輯』により作成。

* 2：楊国柱主編『閩南契約文書綜録』（『中国社会経済史研究』1990年増刊）により作成。

*（銀・銭）は契約文書に最初銀両表示で支払いと書いたが、「決済或は質を請け出す時に毎両制銭800文で計算する」という銀銭比価を明示してある件数を指す。

表2 清代福建省土地取引の分類統計 (時期別・取引文書別・貨幣種別)

| 取引文書別 | 貨物(農地) | | | 貨物(山林と園地) | | | 貸付 | | | 家屋敷の売買 | | | 足し前*2 | | | |
|-------------------------|--------------|---------------|---------------|--------------|--------------|---------------|-----------|----------|----------|-----------|----------------|---------------|-----------|---------------|---------------|---------------|
| | 穀物 (斤) | 銀 (兩) | 銭 (文) | 穀物 (斤) | 銀 (兩) | 銭 (文) | 穀物 (斤) | 銀 (兩) | 銭 (文) | 穀物 (斤) | 銀 (兩) | 銭 (文) | 穀物 (斤) | 銀 (兩) | 銭 (文) | |
| ①1645-1662 順治2-康熙元 | 0 | 4 | | | | | | | | | | | | | | |
| ②1663-1680 康熙2-18 | 0 | 3 | | 0 | 3 | | 0 | 1 | | 0 | 1 | | | | | |
| ③1681-1700 康熙19-38 | 0 | 5 | | 0 | 3 | | 0 | 2 | | 0 | 2 | | 0 | 1 | | |
| ④1701-1720 康熙39-58 | 14 (42) | 1 (2,000) | | 1 | 17 (600) | 79 | 3 | 1 | | 1 | 4 (600) | 79 | 0 | 6 | | |
| ⑤1721-1735 康熙59-雍正13 | 1 | 38 (1,000) | 23.4 | 1 | 13 (150) | 5 | 1 | 4 | | 2 | 53 (8850) | 22.5 | 6 | 23 (325) | 1 (2) | |
| ⑥1736-1755 乾隆元-20 | 34 (25) | 11 (9,885) | | 17 | 2 (13) | 6,000 | 2 | 1 | | 9 | 9 (2,790) | 2 | 10 | 18 (4,11) | 13 (1,929) | |
| ⑦1756-1775 乾隆21-40 | 1 | 26 (410) | 2 | 1 | 19 (1700) | 1 | 17 | 3 | | 1 | 20 (78,849) | 8 | 2 | 3 (4,11) | 9 (1,967) | |
| ⑧1776-1795 乾隆41-60 | 1 | 28 (200) | 13 (41.4) | 12 (54.7) | 11,766 | (27) | 14 | 3 | | 12 | 1 | 1 | 1 | 4 | 11 | 3 |
| ⑨1796-1815 嘉慶元-20 | 13 (37.8) | 11 (94.5) | 14 (32.1) | 13 (11) | 6 (47.9) | 20 (4,657) | 5 | 2 | | 3 | 3 (13,300) | 780 | 10 | 2 (25.6) | 8 (18.5) | 1 (10,100) |
| ⑩1816-1835 嘉慶21-道光15 | 9 | 3 (20.3) | 16 (139.3) | 7 | 3 (7) | 10 (85.7) | 9 | 60 | | 12 | 2 | 10 (63) | 2 | 2 (20) | 4 (71.6) | 20 (32.2) |
| ⑪1836-1855 道光16-咸豐5 | 4 | 6 (70.3) | 34 (54.8) | 2 | 2 (12.3) | 8 (38.8) | 2 | 7 | | 43 | 3 | 26 (23.7) | 6 | 5 (6.5) | 15 (1,423) | |
| ⑫1856-1874 咸豐6-同治末 | 7 | 9 (27.9) | 15 (57) | 5 | 1 (20) | 9 (77) | 12 | 48 | | 16 | 1 | 8 (47,011) | 3 | 1 (2,226) | 22 (3) | |
| ⑬1875-1894 光緒元-20 | 1 | 6 (10) | 9 (121.5) | 3 | 2 (39) | 5 (10,367) | 51 | | | 6 | 3 | 13 (52.8) | 3 | 1 (3.5) | 9 (3,788) | |
| ⑭1895-1912 光緒21-宣統末 | 3 (43.3) | 4 (43,800) | 7 (142) | 1 | 1 (60) | 1 (19) | 81 | | | 2 | 8 (8,610) | 230 | 3 | 2 (13,350) | 6 (21) | |

出所：『明清福建經濟契約文書選輯』により作成。

注：*1 (銀・銭)は契約時に銀建てだが、決済時また質を請け出す時は銭を使用した件数。

注：*2 足し前をとるというのは、売主が土地売買契約で買い戻しできると書いたが、買い戻す資金を用意できないため、買主に對し「我箇」と呼ばれる足し前を要求すること。

表3 北京城区家屋敷売券における貨幣使用（時期別・貨幣種別・1件平均額）

| 取引文書別 | 家屋敷売買契約（総件数：1,380） | | | |
|-------------------------|--------------------|--------------|-----------|----------------|
| | 銀 （両） | 錢 （貫文） | 銀元 （圓） | （錢・銀）票 （貫文） |
| ①1645-1662 順治2-康熙元 | 18 (118) | | | |
| ②1663-1680 康熙2-18 | 16 (350) | | | |
| ③1681-1700 康熙19-38 | 26 (556) | | | |
| ④1701-1720 康熙39-58 | 23 (554) | | | |
| ⑤1721-1735 康熙59-雍正13 | 29 (656) | | | |
| ⑥1736-1755 乾隆元-20 | 54 (258) | 1 (28) | | |
| ⑦1756-1775 乾隆21-40 | 77 (386) | 9 (153) | | |
| ⑧1776-1795 乾隆41-60 | 84 (601) | 20 (606) | | |
| ⑨1796-1815 嘉慶元-20 | 59 (670) | 56 (542) | | |
| ⑩1816-1835 嘉慶21-道光15 | 83 (710) | 57 (913) | | |
| ⑪1836-1855 道光16-咸豊5 | 90 (425) | 73 (1203) | | |
| ⑫1856-1874 咸豊6-同治末 | 99 (289) | 78 (2461) | | 2 (80) |
| ⑬1875-1894 光緒元-20 | 194 (309) | 20 (494) | | |
| ⑭1895-1912 光緒21-宣統末 | 202 (563) | 5 (239) | 5 (40) | |

出所：『清代北京城区房契研究』により作成。

表4 福建土地売券における地域内の件数分布及び貸付件数

| 時期 | 南部(総件数:246) | | | 東部(総件数:853) | | | 北部(総件数:177) | | | 貸付(総件数:294) | | |
|----|---------------|----|----|---------------|----|----|---------------|----|----|---------------|----|----|
| | 穀物 銀(銀・銭*) | 銀元 | 銭 |
| ① | 0 | 5 | | 0 | 3 | | 0 | 1 | | | | |
| ② | 0 | 9 | | 0 | 2 | | 0 | 1 | | | | |
| ③ | 0 | 3 | 1 | 4 | 9 | | 0 | 2 | | 0 | 1 | |
| ④ | 0 | 7 | | 18 | 36 | 1 | 0 | 4 | | 3 | 6 | |
| ⑤ | 0 | 6 | | 14 | 56 | 3 | 0 | 4 | 2 | 11 | 14 | 1 |
| ⑥ | 0 | 27 | | 14 | 42 | 32 | 8 | 3 | | 8 | 2 | 9 |
| ⑦ | 0 | 13 | | 14 | 60 | 3 | 58 | 1 | | 7 | 1 | 20 |
| ⑧ | 6 | 4 | 29 | 5 | 33 | 10 | 71 | 2 | 4 | 2 | 6 | 24 |
| ⑨ | 4 | 10 | 31 | 1 | 42 | 26 | 68 | 8 | 4 | 1 | 5 | 25 |
| ⑩ | 6 | 3 | 26 | 14 | 7 | 52 | 1 | 1 | 7 | 1 | 13 | 3 |
| ⑪ | 15 | 21 | | 8 | 6 | 58 | 0 | | 65 | 1 | | 48 |
| ⑫ | 2 | 15 | 40 | 6 | 8 | 19 | 1 | 3 | 2 | 1 | 26 | |
| ⑬ | 7 | 1 | 7 | 1 | 2 | 20 | 3 | 3 | 4 | 15 | 5 | |
| ⑭ | 1 | 1 | 29 | 3 | 2 | 6 | 9 | 0 | 7 | | | 2 |

出所:「明清福建經濟契約文書選輯」と「閩南契約文書綜録」1990年増刊により作成。

*「銀・銭」は契約文書に最初銀両表示で支払いと書いたが、「決済或は賃をにより請け出す時に毎両制銭800文で計算する」という銀錢比面をはっきり書いてあった件数。

表5 福建省の土地売券における鄭氏家族の取引

| 取引個別 朝代別 | 氏名 | (総件数) | 地売券に貨幣使用(一件平均額) | | | 貸付証文に貨幣使用(一件平均額) | | |
|--------------------|------|-------|-----------------|----------|-----------|------------------|---------|-----------|
| | | | 穀物(斤) | 銀(兩) | 銀・銭(兩) | 穀物(斤) | 銀(兩) | 銀・銭(兩) |
| ① 1662-1722 康熙朝 | 鄭允知 | (13) | 11(5.3) | | | 2(6.00) | | |
| | 他の鄭氏 | (3) | 2(6) | | | 1(2.00) | | |
| ② 1723-1735 雍正朝 | 鄭允知 | (22) | 17(15.3) | | | 3(333) | 2(4.5) | |
| | 他の鄭氏 | (5) | 1(3.00) | | | 3(1.500) | | |
| ③ 1736-1795 乾隆朝 | 鄭常経 | (76) | 1(1,000) | 5(6) | | 7(700) | | 1(750) |
| | 他の鄭氏 | (14) | 34(14.6) | 3(28.3) | 17(8.876) | 11(704) | 1(56.7) | 8(2,410) |
| ④ 1821-1850 道光朝 | 鄭宗子 | (10) | 1(130) | 4(214) | 2(18,400) | 2(400) | | 1(60,000) |
| | 他の鄭氏 | (28) | 13(14.4) | 7(33.4) | 8(2,188) | 4(268) | | 10(4,352) |
| ⑤ 1851-1860 咸豊朝 | 鄭宗子 | (40) | 9(30) | 5(13.8) | 12(3,713) | 1(200) | | 2(7,000) |
| | 他の鄭氏 | (3) | 2(71.8) | 1(7,000) | | 1(200) | | |
| ⑥ 1861-1874 同治朝 | 鄭宗子 | (6) | 2(6) | 4(86.1) | 4(28,025) | | | |
| | 他の鄭氏 | (9) | 3(23.3) | 5(69.1) | 1(8,700) | | | |
| | 他の鄭氏 | (5) | 1(15) | 2(50.5) | 2(34,200) | | | |

出所:「明清福建經濟契約文書選輯」に載った侯官県の契約文書より作成。契約内容より判明できない場合は省略。

表6 銅の輸入と産出

| 日本から輸入した銅の数量変化* 1 | | | | 雲南銅鋳産出数量状況* 2 |
|-------------------|--------------|-------------|-----------|---------------|
| 日本の年号 | 中国の年号 | 西暦 | 毎年輸入数(万斤) | 平均年産出量(万斤) |
| 宝暦年間 | 乾隆 16 - 28 | 1751 - 1763 | 200 | 1,150 |
| 明和・安永・天明 | 乾隆 29 - 53 | 1764 - 1788 | 150 | 1,220 |
| 寛政・享和 | 乾隆 54 - 嘉慶 8 | 1789 - 1803 | 130 | 1,080 |
| 文化 | 嘉慶 9 - 22 | 1804 - 1817 | 100 | 1,050 * 3 |
| 文政 | 嘉慶 23 - 道光 9 | 1818 - 1829 | 70 | |
| 天保 | 道光 10 - 17 | 1830 - 1837 | 60 | |

出所：* 1 木宮泰彦著『日支交通史』p369

* 2 雲南銅鋳産出数量状況は嚴中平編著『清代雲南銅政考』p81 第2表により、平均値を計算。時期は乾隆5年から嘉慶16年まで。
乾隆5 - 15年の平均値は1,000万斤。

* 3 1,050という値は嘉慶9-16年の平均値。

表7 人均耕地統計

| | 全国人均耕地(亩*) | 福建人均耕地(亩) |
|--------------|------------|-----------|
| 順治18年(1661年) | 26.07 | 7.11 |
| 康熙24年(1685年) | 25.96 | 8.03 |
| 乾隆18年(1753年) | 6.89 | 2.72 |
| 嘉慶17年(1812年) | 2.19 | 0.98 |

出所：梁方仲『中国歴代戸口・田地・田賦統計』のp391, 392, 394, 400

* 一亩 = 1/15 ヘクタール

表8 北京家屋敷売買の分類比較(朝代別・貨幣種別)

| 取引類別 | 旗人*1 | | 店舗*2 | | 旗人 | | 店舗 | | 総件数 |
|-------------------|------|-----|------|----|------|-----|-----|-----|-----|
| | 銀 | 銅銭 | 銀 | 銅銭 | 件数*1 | %*4 | 件数 | % | |
| ①1645-1661 順治朝 | | | | | | | | | 18 |
| ②1662-1722 康熙朝 | 5 | | 2 | | 5 | 7% | 2 | 2% | 71 |
| ③1723-1735 雍正朝 | 4 | | | | 4 | 17% | | | 23 |
| ④1736-1795 乾隆朝 | 45 | 10 | 27 | 3 | 59 | 23% | 34 | 13% | 257 |
| ⑤1796-1820 嘉慶朝 | 6 | 16 | 10 | 6 | 16 | 16% | 20 | 12% | 166 |
| ⑥1821-1850 道光朝 | 9 | 51 | 18 | 13 | 68 | 29% | 35 | 15% | 231 |
| ⑦1851-1860 咸豊朝 | 4 | 18 | 3 | 6 | 21 | 26% | 13 | 16% | 82 |
| ⑧1861-1874 同治朝 | 14 | 26 | 20 | 7 | 42 | 30% | 34 | 24% | 140 |
| ⑨1875-1909 光緒朝 | 116 | 銀元1 | 93 | 8 | 135 | 34% | 121 | 31% | 392 |
| ⑩1910-1912 宣統朝 | 19 | | 5 | | 21 | 38% | 9 | 16% | 55 |

出所：『清代北京城区房契研究』により作成。

- *1 旗人は清代の「八旗」に属する人。八旗は満州族の軍隊組織と戸籍編制。八旗に属する官吏は常時民政を掌管し、戦時は将校となる。八旗に属する平民は永世兵役に服する。また北京の内城に集中したことも規定。
- *2 契約文書に注明した通りに面した商店向きの家を指す。
- *3, 4 は契約文書から判明できる旗人、店の契約件数と総件数を占める百分比。但し、使用貨幣の種別、金額は判明できない場合を略した。また、1件あたりに2種貨幣を使用した場合もあった。

表9 銀錢比価

| 福建省銀錢比価*1 | | 銀錢比価変動*2 | |
|----------------|---------------------|----------|----------------------------------------|
| 乾隆8年(1743) | 800文 | 乾隆8年 | 800文(北京、湖南) # |
| 13年(1748) | 780文、800文 | 13年 | 775文(北京) # 750文(山東) # ☆ |
| 23年(1758) | 800文 | 23年 | 850文(北京) # |
| 35年(1770) | 800文、840文 | 35年 | 950文(北京) # 1,150文(雲南) # ☆ |
| 37年(1772) | 820文 | 37年 | 950文(北京)、900文(山東) # |
| 41年(1776) | 850文 | 41年 | 910文(北京) # 955文(四月) 885文(5月) ☆ |
| 43年(1778) | 800文 | 43年 | 870文(北京) # 1,200文(雲南) ☆ |
| 47年(1782) | 800文、850文 | 47年 | 940文(北京) # |
| 48年(1783) | 800文 | 48年 | 950文(北京) # |
| 49年(1784) | 830文 | 49年 | 910文(北京) # |
| 50年(1785) | 800文 | 50年 | 985文(北京) # |
| 54年(1789) | 870文 | 54年 | 1,060文(北京) # |
| 56年(1791) | 850文、900文 | 56年 | 1,100文(北京) # 1,550文(四川) ☆ |
| 60年(1795) | 850文 | 60年 | 1,150文(北京) # 1,000文(山西) # ☆ |
| 嘉慶3年(1798) | 830文 | 嘉慶3年 | 1,090文(北京) # |
| 4年(1799) | 800文、840文 | 4年 | 1,033文(北京) # 1,080文(蘇州) # 1,450文(江蘇) ☆ |
| 5年(1800) | 800文、1,000文 | 5年 | 1,070文(北京) 1,000文(浙江) # |
| 6年(1801) | 800文 | 6年 | 1,041文(北京) 900文(浙江) # |
| 8年(1803) | 850文、900文 | 7年 | 997文(北京) # 1,450-1,650文(山東) ☆ |
| 9年(1804) | 830文 | 9年 | 920文(北京) # |
| 11年(1806) | 850文 | 11年 | 963文(北京) # |
| 12年(1807) | 800文 | 12年 | *3 |
| 13年(1808) | 800文 | 13年 | |
| 14-5年(1809-10) | 800文 | 14-5年 | |
| 17年(1812) | 850文 | 17年 | |
| 18年(1813) | 800文、850文 | 18年 | |
| 21年(1816) | 850文 | 21年 | |
| 24年(1819) | 800文、1,000文 | 22年 | 1,300文(福建、浙江) ☆ |
| 道光元年(1821) | 1,000文 | 道光2年 | |
| 3年(1823) | 850文 | 2年 | |
| 5年(1825) | 830文 | 8年 | |
| 6年(1826) | 800文 | 8年 | 1,300文(蘇松) ☆ |
| 14年(1834) | 830文 | 8年 | 2,550文(京錢) ☆ |
| 15年(1835) | 800文、850文 | 12年 | 1,250文(湖南) ☆ |
| 21年(1841) | 850文、1,000文 | 22年 | 1,650文(浙江) ☆ |
| 24年(1844) | 850文 | 26年 | 1,500文(江南) ☆ |
| 25年(1845) | 900文 | 26年 | 1,500文(河東) ☆ |
| 29年(1849) | 1,000文 | 27年 | 2,000文(湖広) ☆ |
| 咸?元年(1851) | 2,000文 | 咸?元年 | 2,000文 ☆ |
| 2年(1852) | 830文(紋广)、1,700文(庫平) | 2年 | 1,500文(京師) ☆ |
| 3年(1853) | 1,640文、1,700文 | 3年 | 1,600文、1,850文 ☆ |
| 4年(1854) | 850文、(紋广) | 4年 | 2,000文 ☆ |
| 8年(1858) | 810文、850文、1,000文 | 5年 | 1,600文 ☆ |
| 9年(1859) | 765文、850文、1,500文 | 7年 | 1,190文(上海) ☆ |
| 11年(1861) | 850文、大銅錢2,250文 | 11年 | 1,650文 ☆ |
| 同治7年(1868) | 850文 | 同治元年 | 1,550-1,650文 ☆ |
| 9年(1870) | 850文 | 7年 | 1,500-1,600文(各省) ☆ |
| 光緒3年(1877) | 1,600文 | 光緒3年 | 1,660文 ☆ |
| 5年(1879) | 2,600文(足錢) | 5年 | 1,603文 ☆ |
| 8年(1882) | 2,000文、750文(圓銀) | 8年 | 1,668文 ☆ |
| 10年(1884) | 800文、1,600(洋銀) | 10年 | 1,634文 ☆ |
| 12年(1886) | 850文 | 12年 | 1,631文 ☆ |
| 14年(1888) | 830文 | 14年 | 1,564文 ☆ |
| 23年(1897) | 900文 | 23年 | 1,364文 ☆ |
| 30年(1904) | 1,500文 | 30年 | 1,213文 ☆ |

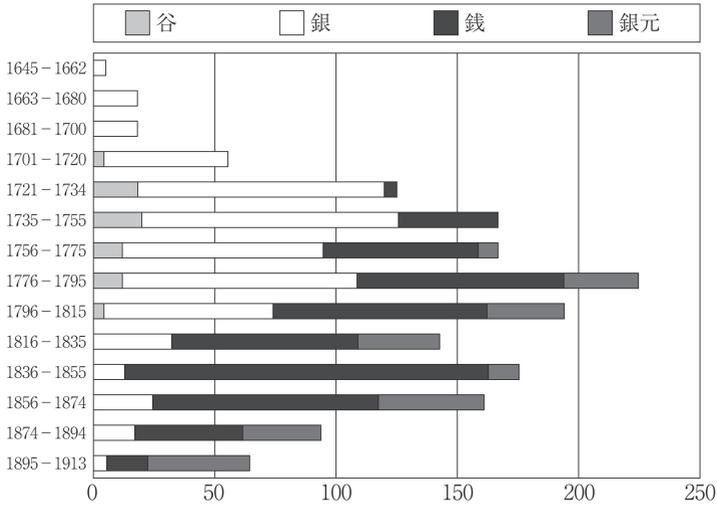
出所：*1 『明清福建経済契約文書選輯』により作成した銀錢比価表。

*2 #：陳昭南『雍正乾隆年間の銀錢比価変動』から引用した銀錢比価。

☆：彭信威著『中国貨幣史』「清代制錢市価表1, 2, 3」から引用した銀錢比価。

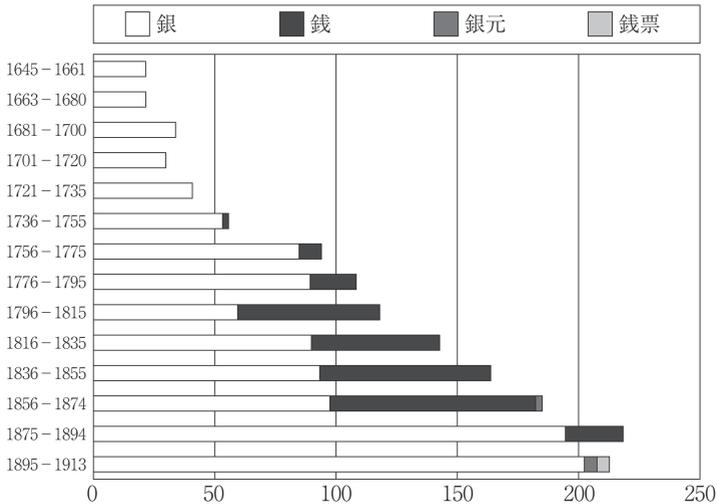
*3 空白はデータ不在。

図3 福建省の土地売券類から見た貨幣利用



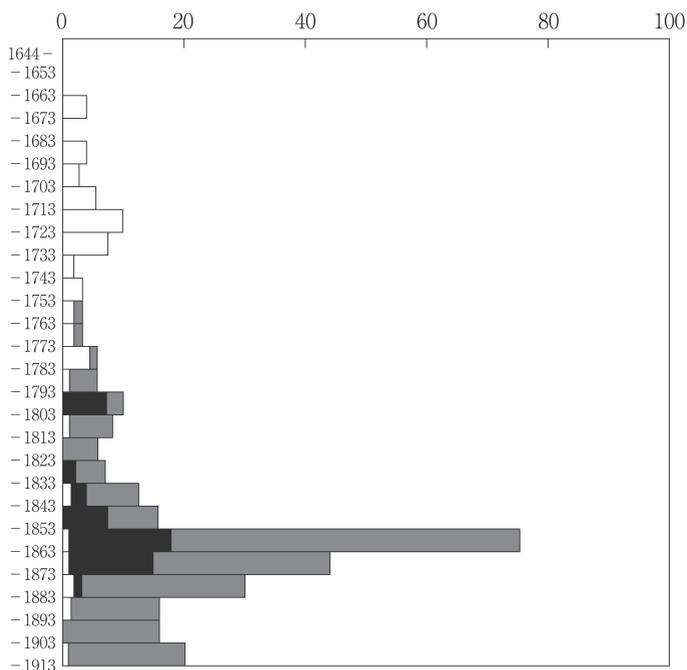
(出所)『明清福建経済契約文章選輯』と「閩南契約文書綜録」により作成。

図4 北京行城区部屋の取引から見た貨幣使用



(出所)『清代北京城区房契研究』により作成。

図5 閩南不動産売買文書における貨幣使用



資料：楊国楨主編「閩南契約文書綜録」（「中国社会経済史研究」1990年増刊） 捌 龍溪・海澄

（出所）岸本美緒「清代の不動産売買における貨幣利用」p360より

■：銭文表示 □：銀両表示 ▒：銀元表示

参 考 文 献

中 文

1. 福建師範大學歷史系編『明清福建經濟契約文書選輯』人民出版社，1997年。
2. 張小林『清代北京城区房契研究』中國社會科學出版社，2000年。
3. 傅衣凌『明清社會經濟史論文集』人民出版社，1982年。
『傅衣凌治史五十年論文』廈門大學出版社，1989年版。
4. 楊國楨「試論清代閩北民間的土地売買」『中國史研究』1981年第1期。
主編「閩南契約文書綜錄」『中國社會經濟史研究』1990年增刊。
5. 彭信威『中國貨幣史』上海人民出版社，1954年。
6. 葉世昌『中國金融通史（第一卷）』中國金融出版社，2002年。
7. 王業鍵「中國近代貨幣與銀行的演進」『清代經濟史論文集』稻鄉出版社，2003年。
8. 千家駒·郭彥崗『中國貨幣史綱要』上海人民出版社，1985年。
9. 楊端六『清代貨幣金融史稿』三聯書店，1959年。
10. 嚴中平編著『清代雲南銅政考』中華書局出版，1957年。
11. 中國人民銀行總行參事室金融史料組編『中國近代貨幣史資料』（第一輯）中華書局出版，1964年。
12. (スイス) 傅漢思「清代前期的貨幣政策和物價變動」『中國錢幣』1995年第3期。
13. 鄧亦兵「清代前期政府的貨幣政策」『北京社會科學』2002年第2期。
14. 福建省錢幣學會編著『福建貨幣史略』北京中華書局，2001年。
15. 廈門大學歷史研究所中國社會經濟史研究室著『福建經濟發展簡史』廈門大學出版社，1989年。
16. 周玉英『明清時期福建經濟契約文書研究』遠方出版社，1999年。
17. 梁方仲『中國歷代戶口·田地·田賦統計』上海人民出版社，1980年版。
『梁方仲經濟史論文集』中華書局，1989年版。
18. 『清史稿』中華書局出版，1976年。
19. 萬明「明代白銀貨幣化的初步考察」『中國經濟史研究』2003年第2期。
20. 陳鏗「明清福建農村市場試探」『中國社會經濟史研究』1986年第4期。
21. 王裕巽「明代白銀國內開採與國外流入數額試考」『中國錢幣』1998年第3期。
22. 趙岡「試論地主的主導力」『中國社會經濟史研究』2003年第2期。
23. 陳昭南「雍正乾隆年間的銀錢比價變動」中國學術著作獎助委員會，1966年。
24. 錢江「16-18世紀國際間白銀的流動及其輸入中國之考察」『南洋問題研究』1988年第2期。
25. 楊煜達「清代中期（公元1726-1855）瀋東北的銅業開發與環境變遷」『中國史研究』2004年第3期。
26. 『問俗錄』（清）鄧佖安·陳盛韶著，（標點本）書目文獻出版社，1983年。

和 文

1. 岩橋 勝「小額貨幣と経済発展—問題提起」『社会経済史学』57巻-2（第59回大会特集号1991年）。
「近世後期金融取引の基準貨幣—豊後日田千原家史料を中心として—」『松山大学論集』11-1, 1999年4月。
「近世貨幣流通の日朝比較史試論—錢貨を中心として—」『松山大学論集』17-2, 2005年6月。
2. 足立啓二「明清時代における錢経済の発展」中国史研究会編『中国専制国家と社会統合』文理閣, 1990年。
3. 岸本美緒「清代の「七折錢」慣行について」および補論『清代中国の物価と経済変動』研文出版, 1997年。
4. 黒田明伸『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会, 1994年；『貨幣システムの世界史』岩波書店, 2003年。
5. 豊田武・児玉幸多編『交通史』山川出版社, 1970年。
6. 松丸道雄等編『中国史—明～清—』山川出版社, 1999年。
7. 斉藤史範「明清時代福建の墟市について」『山根教授退休記念明代史論叢』（下巻）汲古書院, 1990年。
8. 三木聡『明清福建農村社会の研究』北海道大学図書刊行会, 2002年。
9. 上田信『中国の歴史—海と帝国（明清時代）』講談社, 2005年。
10. 陳盛韶『問俗録』訳注者（小島晋治・上田信・栗原純）平凡社, 1988年。
11. 東亜同文会著作者兼発行者『支那省別全誌』（第14巻, 第18巻）1920年。